

## 淀川水系流域委員会準備会議 情報受発信の状況

### 1. 情報発信の状況

#### インターネットホームページ

- (更新履歴)
- 平成12年 8月 8日・・・「淀川水系流域委員会準備会議」ホームページ開設 (Web 上から意見聴取も同時に開始)
  - 平成12年 9月 6日・・・第 1 回淀川水系流域委員会準備会議 議事録掲載
  - 平成12年 9月29日・・・第 2 回淀川水系流域委員会準備会議 会議内容を掲載  
第 3 回淀川水系流域委員会準備会議への意見・傍聴者受付開始  
淀川水系流域委員会 委員公募のお知らせ掲載
  - 平成12年10月 2日・・・淀川水系流域委員会 委員公募受付開始
  - 平成12年10月10日・・・淀川水系流域委員会 委員公募受付終了
  - 平成12年10月20日・・・第 3 回淀川水系流域委員会準備会議 会議内容を掲載  
第 3 回淀川水系流域委員会準備会議への意見・傍聴者受付開始  
第 2 回淀川水系流域委員会準備会議 議事録掲載
  - 平成12年10月24日・・・第 3 回淀川水系流域委員会準備会議 審議骨子掲載
  - 平成12年12月 5日・・・第 3 回淀川水系流域委員会準備会議 議事録掲載

- (アクセス件数)
- 平成12年12月 4日現在・・・アクセス件数 合計 1,029件
- 8/ 1～ 9/21...300件 (第 2 回会議報告分)
  - 9/22～ 10/10...236件 (第 3 回会議報告分)
  - 10/11～ 12/ 4...493件 (今回報告分)

#### ニュースレター

- (発行履歴)
- 平成12年 8月15日・・・「淀川水系流域委員会準備会議ニュース No. 1」発行
  - 平成12年 9月29日・・・「淀川水系流域委員会準備会議ニュース No. 2」発行
  - 平成12年10月25日・・・「淀川水系流域委員会準備会議ニュース No. 3」発行

- (配布先)
- ニュースレター配布・・・設置先は以下の通り。ただし、配布機関から、さらに関連機関に再配布していただいた機関もある。

表 ニュースレター配布先一覧

近畿地方建設局	けんせつ事業PRコーナー、河川部、淀川工事事務所、琵琶湖工事事務所、大戸川ダム工事事務所、木津川上流工事事務所、淀川ダム統合管理事務所、猪名川工事事務所、猪名川総合開発工事事務所
水資源開発公団	関西支社建設部
大阪府	池田土木事務所、茨木土木事務所、枚方土木事務所
兵庫県	土木部
京都府	土木建築部
滋賀県	河港課
奈良県	土木部
三重県	伊賀県民局

記者クラブ発表

(発表履歴)

- 平成12年7月24日・・・淀川水系河川整備計画の策定に向けて  
7月26日 淀川水系流域委員会準備会議を開催
- 平成12年8月22日・・・淀川水系流域委員会  
「淀川水系流域委員会準備会議ニュース」発行とホームページで意見募集
- 平成12年9月25日・・・淀川水系河川整備計画の策定に向けて  
「第2回淀川水系流域委員会準備会議」を開催
- 平成12年10月16日・・・淀川水系河川整備計画の策定に向けて  
「第3回淀川水系流域委員会準備会議」を開催
- 平成12年12月8日・・・淀川水系河川整備計画の策定に向けて  
「第4回淀川水系流域委員会準備会議」を開催

新聞掲載

- ・第1回淀川水系流域委員会準備会議 関連記事掲載 京都新聞(7/27)、読売新聞(7/27)
- ・第2回淀川水系流域委員会準備会議 関連記事掲載 京都新聞(9/29)
- ・淀川水系流域委員会委員公募のお知らせ(広告) 朝日新聞(10/3)、京都新聞(10/3)、産経新聞(10/3)、奈良新聞(10/3)、毎日新聞(10/3)  
読売新聞(10/3)、伊勢新聞(10/4)
- ・第3回淀川水系流域委員会準備会議 関連記事掲載 京都新聞(10/20)
- ・「川の再生に住民の声を生かせ」(社説) 京都新聞(10/23)
- ・来月12日に淀川水系委準備会議 建設通信新聞(11/6)
- ・河川整備に住民の声反映 そんぐぼすと(日本野鳥の会京都支部)(12/1)

## 2. 淀川水系流域委員会準備会議への意見等

第3回準備会議以降(10/19~12/11) 準備会議に寄せられた意見等は、合計3通(先着順に掲載)。

	発言者 (所属等)	意見	聴取媒体
1	住民団体	<p>先般10月10日「淀川水系・・・準備会議」委員に応募しましたものでございます。残念ながら不合格となりましたが、その節は大変お世話になりましたこと、御礼申します。つきましては委員としての発言はかないませんので、紙上にて私の淀川および河川整備に対する意見を申し述べたいと思います。委員の諸先生方に是非御検討戴きますことお願い申しますとともに、淀川と地域住民である学童や学生らが交流出来る課題をとり上げて下さること重ねてお願い致します次第です。別紙にて記述しておりますが、よろしくお願い申し上げます。(別紙参照)</p>	封書
2	会社員	<p>1.関係住民の意見の反映方法について            関係住民の意見を聞く前に地域別に懇談会を行い治水・利水及び河川環境保全整備の共通認識を持っておく必要がある。            [理由]多目的ダム、河口堰、防砂ダム及び堤防等の治水・利水施設の必要性並びに効果がマスコミに遮蔽され、治水・利水施設に関しても公共投資の不要論が高まっている。このような状況下で住民の意見を聞けば、極論すれば治水機能を低下させても河川環境保全整備の指向が高まるであろう。特に治水施設の整備率はまだまだ低いが、近年の台風等の小雨傾向により、洪水氾濫災害がかわらうじて免れているのである。このことを踏まえて委員会が治水機能を全うさせ河川環境保全整備を制限する方向となった場合には、河川環境保全整備を支持する地域住民は、不満を残したまま河川整備計画が作られ、実施されることになるであろう。河川整備計画は、治水・利水と河川環境の調和あるものでなければならぬし、地域住民の意見を反映させるとすると、洪水氾濫災害や渇水災害を体験し対策を行った住民と河川環境保全整備に関心のある人が、お互いに意見を出して議論すると共に、河川管理者は、その河川の安全度及び流量確立の考え方、河川管理施設整備による被害軽減等の事例をわかりやすく説明して、同じ土俵に立って意見が提出されることが望ましい。そのためには、共通の氾濫区域である地域ごとに懇談会を設けて議論することが望ましい。</p> <p>2.公正な情報伝達について            準備委員会、本委員会での審議、地域住民の意見の概要、審議結果等は、地方公共団体の各施設で閲覧できるようにされたい。            [理由]テレビ、新聞による報道は、時間・紙面が限られるので、治水・利水と河川環境のいずれかを重視したものになる場合がある。従って、委員会の審議等は府県庁、市町村役場、図書室等で閲覧出来ることが望ましい。また希望する地域団体には概要版を配布することも考える。(インターネット普及率を考えてのこと)</p>	封書
3	住民団体	<p>前略、事務局ご担当の皆様には何かとご苦勞に存じます。さて、これは本来当日会議の席上で申し上げるべきだったのですが、終了を急ぐ空気があり止むを得ず控えた次第です。私は今回の会議の形式に大いに異論があります。以下列記いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私達参加者をいわば天井桟敷に押し上げたかたちで準備4氏が候補者名を符丁を読み上げるような調子でした。これでは公開審議とは名ばかりではありませんか。第一候補者に対して失礼だと思います。委員4氏の会話を聞いていても委員諸氏が熟知の人に集中しており、これでは公募の意義が薄れるではありませんか。ただし弁護士委員の方の意見が一番客観的だったように思います。</li> <li>・この委員会設置については近畿地建の主導による官製の傾向があるのは止むを得ません。しかしながら河川は国土の一部であり大切な国民の共有財産である。かかる観点からすれば、委員はただ学識経験者のみならず広く流域市民からより多数選</li> </ul>	封書

発言者 (所属等)	意見	聴取媒体
	<p>出すべきであると考えます。河川保全管理は永久的事業であり、要する資金は莫大に上る筈であり、すべて税金からの支出であることを銘記すべきであります。(起債によるといえども最終的には税金にハネ返るものである)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご送付の 11 月 1 日付ニュースレターによれば「本委員会は基本的に学識経験者によって構成する」との規定があるとのことですが選出の枠組が先にありきでは失礼ながら賢明な方策とは言えないと思います。私の経験では学者・研究者の中には市民常識からかけはなれた第三者的発言や、行政寄りの発言をする方がままありました。今回の委員諸氏はかかることが無きよう切望するものであります。以上</li> </ul> <p>付 本意見は近畿地建局長、同河川部長あてご伝達願いたく要望いたします。</p>	

## 信太山・惣ヶ池湿地の観察会と淀川の整備計画 (湿地、ビオトープの展開と期待)

まもろう 信太山・惣ヶ池湿地の自然



- ◇水と緑が一体となった湿地は、ここしかない珍しい動植物が生息(育)するなど貴重な自然環境です。また、当湿地はみなみの川貴重な水源となっています。
- ◇この湿地は環境庁の補助を受け平成10～11年度に整備し、市民のみならずのご協力により、調査研究、保全管理を行い、次世代に引き継いでいこうとするものです。
  - 1 案内へ立ち入らないでください。
  - 2 ゴミ、犬の糞は必ず持ち帰ってください。
  - 3 案内で動物、昆虫、植物の採取、魚釣りにはしないでください。

環境庁 大阪府 泉北水道企業団  
(財)大阪みどりのトラスト協会

### 信太山・惣ヶ池湿地の観察会の内容

10月14日(第2土曜日)実施

大阪府和泉市鶴山台惣ヶ池公園前集合

講師/平野弘二先生(近畿植物同好会会長)

主催/(社)大阪自然環境保全協会

堺自然観察会

世話人/酒井和子さん

平成10～11年度に休耕田を転用して(財)

大阪みどりのトラスト協会(大阪府中央区)が環境庁、大阪府、泉北水道企業団からの補助及び協力のもと設けられた0.8ヘクタールの湿地ビオトープ。水と緑が一体となったこの湿地はここにしかない動植物が生息(育)するなど貴重な自然環境となっている。今回の観察会当日も今年大阪府で絶滅種の野草と発表された〇〇〇〇も数十株確認され、貴重な発見となった。信太山附近は昔からため池が多いところで大野池、大谷池をはじめ、大小のため池がみられ、珍しい湿地植物が豊富なところだ。しかし、自衛隊の演習場や団地が出来、年々自然が失われてきた経緯がある。現在は大阪みどりのトラスト協会がボランティア組織や大阪府立大学の協力で保全活動をしている。アベマキなどのブナ林にかこまれた陽当たりのよい、ゆるやかな谷筋(昔は海底が隆起して出来た酸性土)の谷津田といったところ。

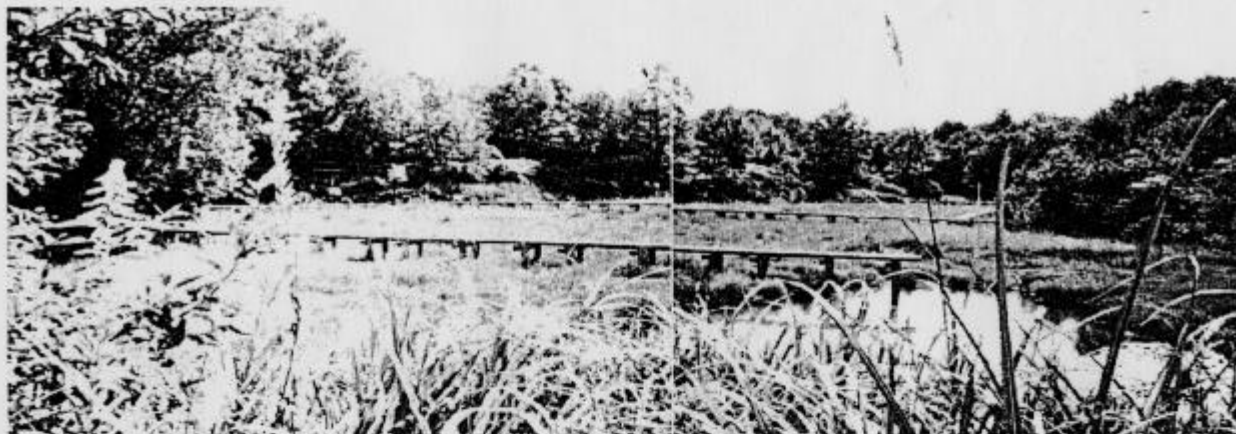
白、ピンクのワレモコウ、アゼスゲ、アイ、ガマ、ポントクタデが広がっている。チゴザサが茂り、ウシノヒタイ(ミゾソバ)コケオトギリ、メリケンカリカヤ、サワヒヨドリ、チョウジタデ(アカバナ科)オニガヤツリ、アブラガヤ、ベニバナボロスギ(食べられる)ヌカキビ、コブナグサ、ヒメシロネ、食虫植物のモウセンゴケも元気な姿を見せている。

北端の小池(30～40㎡)の底が水を通してヒビ割れているところをみると今夏の干ばつで干上がってしまった様子。なぜかアメンボ、アカガエル以外の水生動物は見られない。キショウブやスイレンは移植したものかも知れない。木道の設置をはじめ土砂の堀削、芝刈りなどの管理をしているが、アメリカセンダングサやセイタカアワダチソウがあちこちに見られる(写真参考)。

手がとどく範囲のこれらの草は参加者らが引き抜いたが、手に負えない。抜いた理由はビオトープ管理の基本として、その土地の生態系を守るため外来種の侵入は許されないのだ。たとえ同一種のものであっても他の土地で育った生物個体の導入は好ましくないこととして排除される。先の帰化植物に至っても云わんやもがなのである。遺伝形質の違いが予測されるので重大視されるのだ。ビオトープでは極言すると日本古来の自生種の保存が望ましく、しかも野生種の生態系と環境の保全を目指している。また、栽培ものや養殖ものも許されない世界だ。

先般、動物園から逃げ出したタイワンザルが和歌山の森でニホンザルとの混血、雑種群が一头残らず捕獲・処分されるというニュースも動物愛護の世界とは異なり、生態系を守る重大な決断が迫られた事からである。山野草の愛好家が出所の分からない山野草を入手、繁殖して山に苗を戻したり、魚釣り愛好者の為に漁協が河川・湖に外来魚を放流する行為はアウトドアレジャーとして近年大盛況だが、生態

系を守るビオトープの立場からすれば生態系を乱す源とされる。



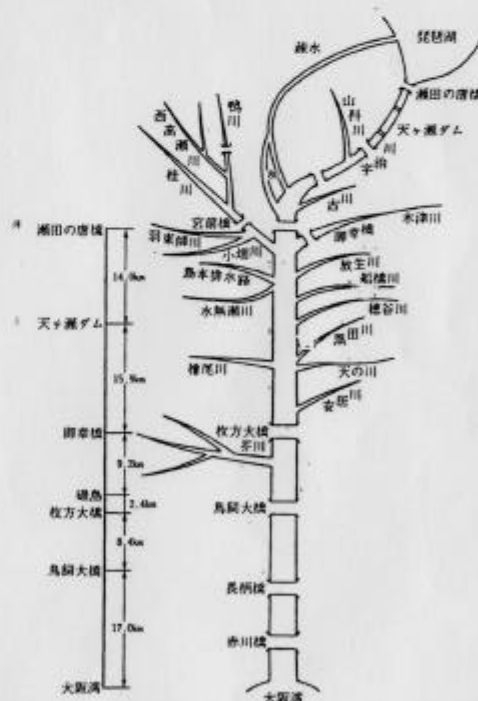
**湿地の定義** ここで湿地とは何かを考えてみよう。

1971年イランのラムサールで採択された条約にラムサール条約というものがある。水鳥と湿地に関する国際条約で日本も1980年に加入した。この条約の第1条に湿地の定義がのべられている。

「湿地とは、天然のものであるか人工のものであるか一時的なものであるかを問わず、更には水が滞っているか流れているか、淡水であるか汽水であるか鹹水（かんすい）であるかを問わず、沼沢地、湿原、泥炭地又は水域をいい、低潮時における水深が6メートルを越えない海域を含む」とある。ということは、湿原ばかりか河川、海岸の浅瀬や干潟、水田から一時的に出来た湿地まで含まれるのだ。

### 淀川の湿地ビオトープへの期待

湿地は陸と水という異質な生息環境が隣接する場所である。生物の進化が海から陸へと上がっていったもの、この環境を経たとされている。一つの環境下で育った生物だけでなくそれぞれの形態を備えた生物を豊富に見ることが出来る。特に、種の多様性が多岐にわたって生息している興味深い場所（環境）である。このような場所を生態学の分野ではエコトーン（推移帯）と呼んでいる。水辺に係っていないなくても森と農地、農道の境など異なった環境が接する場所なども含まれる。ここに育った生物は種類が多様化することが知られ、湿地はその典型であるのだ。川岸は重要なビオトープであり湿地でもある。河川は長く、なにしろその面積は膨大である。膨大な湿地ビオトープがここに存在していることになる。例えば、淀川は琵琶湖の瀬田の唐橋から起算して大阪湾まで約70kmもある。又、川は生態学的には生物が移動するのに都合がよいビオコリドー（生態回廊）その物とも言われている。まさに、ビオトープが70kmもつづいている処だ。この長大なビオトープの連続はエコトープと呼ばれている。30~40年前の淀川はそのようなエコトープであったものを、いつのまにか河川はコンクリートによる改修や直線化を目指した結果、いきものの園は徹底的に破壊され、今日の貧生態系ともいえる姿をさらしまっている。



淀川水系略図



## 淀川水系湿地ビオトープネットワークへの仮想

信太山の湿地ビオトープは0.8ヘクタールの大きさだが、もともとビオトープというのは、「生物圏または生息場所の最小の地理的単位で、適宜の境界で区切られ、また生物相によって特徴づけられる」とされ、最小の単位生息域、と定義づけられている。

例えば、その大きさは机の上に置かれた水槽でもバランスドアクアリウムという単位から前号で報告したオオタカの半径1キロにわたる鳥のビオトープなど大きさはさまざまだ。話を湿地に戻すと、淀川は本来巨大な水辺を持つビオトープの集合体で、エコトープとかビオトープネットワークと呼ばれる連続した湿地群である。別の見方をすると滋賀県から大阪湾にかけての、巨大なビオコリドー（生物回廊＝生物が自由に行き来できる場所）であるとも云われる。

もし淀川が今回の河川法改正の意の下で生態系を伴った本来の姿を再び取り戻せるなら、淀川の両岸をはさんだ隣接都市や町の小学校や中学校の校庭に学校ビオトープの設置が望まれる。淀川を中心として巨大な都市型水辺ビオトープネットワークをこの大阪に創設、復活させるのだ。そうすれば淀川というエコトープで生まれ育った鳥や昆虫、植物に至る迄淀川の周辺都市の学校ビオトープに飛来する。学校ビオトープの規模もスタンダードタイプで形状を一定にしておけば、その観察記録は生物の質や定量の比較が出来、正に、学校間で比較。子供たちによる淀川水系の一大ビオトープサミットも催せるほどの材料を川は提供するだろう。建設省が環境庁や文部省とタイアップして、環境学習の新しい教育啓蒙活動の発端を、この河川法改正を機に生かす、またとないチャンスを持っている。そうすれば川は住民に、自分がどれほど健康になったかという情報を鳥や虫に託して街の学校ビオトープへ日夜送りつづけるようになるにちがいない。

次頁に淀川をはさんだ小学校の配置図がある。枚方から大阪湾河口迄でも、70～80校もある。更に淀川に隣接している小学校が、これ程多いことも新しい発見である。



大阪湾口の淀川風景（矢倉緑地）

## 河川法が改正されたこの機に

3年前、河川法・河川法施行令がつぎのように改正された。平成2年の「多自然型川づくり」通達につづく河川の改革策だ。

①河川管理の目的に河川環境の整備と保全が加えられたこと（法第1条）

②工事実施基本計画が「河川整備基本方針」「河川整備計画」の二つからなる計画制度へと再編された。

河川整備計画は、川づくりの姿を明らかにするとの趣旨で設けられたもので、今後20～30年間の、ダムや堤防などに関する具体的な整備計画である。河川整備計画は地方自治体や地域住民の意向を反映させて定めるとされている（法第16条、第16条の2）

③堤防やダム貯水池周辺に樹林帯を設けることができるようになった（法第3条など）湖畔林は幅20m  
ダム湖畔林は幅50mが目安とされている。

④野生動植物の生息地または生息地を保全する必要がある場所について自動車やモトクロス用のバイクの乗り入れ禁止区域を設けることができるようになった  
（令第16条の4第1項第3号ロ）

要約すれば、これからの河川の整備に際しては、環境の整備と保全、地元住民の意向を反映させ、例えば堤防への植樹もしてよろしい、そして野生生物の生息地を守ることへの配慮も忘れず、現に淀川河原を荒らすモトクロスバイクの取締まりも出来ますよ、というように、川の自然を守るための門戸が開かれたのだ。



淀川のワンド（建設省提供）

## 淀川の展望

こうしていよいよ今回、その具体策をねるため、淀川水系流域委員会準備会がスタートした。

7月に第1回、9月に第2回、10月に第3回の準備会議が開催された。すでに学識経験者や住民の意見を聞き、20～30年間の具体的な計画の策定を開始している。琵琶湖部会、淀川部会、猪名川部会に分かれて議論をしようとしている。

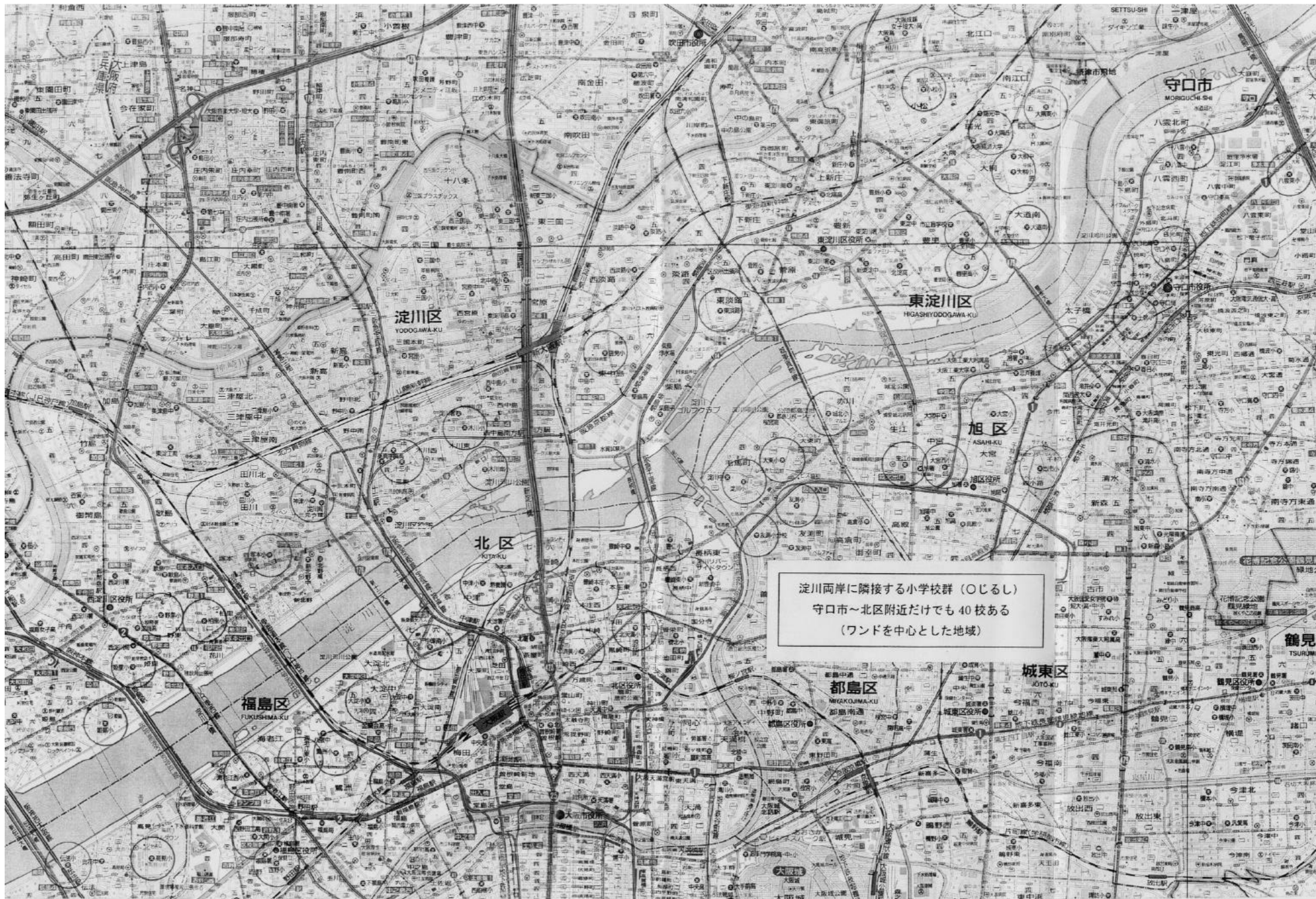
計画では今年年内に組織の体制を整えて、来年1月から本会議を持つことも決まった。

更に、ここで注目されるのは従来の治水、利水問題に加えて環境、人文、その他（市民、団体、NPOなど）の委員もこの会議は受け入れている。特に環境については生態系、動物、植物、水環境、水質などの専門分野が明示され、それぞれ専門家が加わることとなっている。

ふりかえれば1896年、河川法公布と同時に淀川の抜本的治水事業が始められて、この100年間川は直線化、コンクリート化を目指し、洪水をとにかく一刻も早く海に出すための工学的改修を続けてきた。当然川の自然、なかでも生態系は徹底して破壊されて今日に至った。このことが、自然環境を壊滅していると気づきはじめてのが1970年頃のこと。今から30年前の頃である。川を眺めて、心がいやされる母なる川、いやしの川という景観がなくなり住民の心が川から離れ、川が単なる排水溝としての認識に変わっていった由縁である。加えて水質も極端に汚れた。

2000年のミレニアムを迎えた今年、淀川は再び、その本来の姿を取り戻そうと人々の英知を集めて動き出している。生態系を取り戻した淀川の景観がこの20～30年で戻るかどうかは論外として、行政と住民のパートナーシップで本来の淀川の姿を取り戻す行動を起こさねばならない時期に来ている。





淀川両岸に隣接する小学校群 (○じるし)  
守口市~北区附近だけでも 40 校ある  
(ワンドを中心とした地域)



